



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法務文書課

定期第 2 3 0 6 号 平成 2 1 年 9 月 1 0 日 発行

目 次

【 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
5 5 2	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山村政策局 農山村整備課
5 5 3	土地改良区の定款の変更を認可した件	同
5 5 4	道路の区域を変更する件	道路総局 道路整備課
5 5 5	道路の供用を開始する件	同

【 公安委員会告示 】

番 号	表 題	担当課名
1 0	施設警備業務 1 級検定の開催日等を公表する件	

徳島県告示第五百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十七項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年九月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

北井上土地改良区

2 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	山田重政	山田重政	徳島市国府町芝原字東分一四一
同	宮面 勇		同 字天満七二
同	矢野 敬一		同 東黒田字朝日一四八
同	梶原隆幸	梶原隆幸	同 芝原字神楽免五三
同	伊川 武	伊川 武	同 一五一―三
同	伊川 幸治	伊川 幸治	同 字野神一二九―一
同	井若謙市	井若謙市	同 九一―四
同	福原 武		同 字東分一五五
同	阿部忠浩	阿部忠浩	同 字南芝原五七
同	原田 満		同 字宮ノ本三七―二
同	小林 忠	小林 忠	同 西黒田字西傍示二〇三
同	中村徹三		同 字東傍示一三三―四
同	矢木光昭		同 九二
同	高橋克彦		同 字南傍示八一
同	久田哲也		同 東黒田字朝日一〇一―二
同	横田繁夫	横田繁夫	同 五三一―一
同	七條賢市		同 字桜ノ本一〇六
同	中村勇一		同 七一
同	香川 昇		同 字古川一五五―一
同	七條康行	七條康行	同 字鑓場六八―一
同		大寺健治	同 西黒田字東傍示八五
同		庄野彰一	同 東黒田字朝日一八八
同		板東幹子	同 芝原字天満七〇
同		上田井 清	同 字東分一一八―一
同		宮本安夫	同 字宮ノ本二二
同		久次米喜一	同 西黒田字東傍示七二
同		酒井恒夫	同 字南傍示六七
同		安村元成	同 東黒田字朝日一〇四
同		岩野耕一	同 字桜ノ本五三
同		七條和之	同 八七

同	同	同	同
			原田康生
山下智史	島禎克	阿部仁志	
同 佐野塚字出口三八一	同 字天満二三一四	同 字橋本六五	徳島市国府町芝原字西沢一四六一一

徳島県告示第五百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年九月十日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
徳島市国府町 北井上西部土地改良区	平成二十一年八月二十五日

徳島県告示第五百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、平成二十一年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

3 0 1	整理 番号	路線 名	区 間	新旧 の別	敷地 の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		久尾穴喰浦	海部郡海陽町尾崎八山五番二 地先から 同 番一地先まで 二五二	新 旧	七・三丁一〇・一 七・六丁一七・三	一一三・五 一一四・〇

徳島県告示第五百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局鳴門庁舎において、平成二十一年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

4 0	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		徳島空港	板野郡松茂町豊岡字豊岡開 拓一番二二地先から 同 豊久字豊久開 拓二四番三地先まで	一三四・七	平成二十一年九月十日

徳島県公安委員会告示第10号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成21年9月10日

徳島県公安委員会委員長 佐藤 一郎

1 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第1条第2号に規定する施設警備業務（以下単に「施設警備業務」という。）
1級

2 実施期日及び場所

(1) 実施期日

平成21年12月11日（金）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

なお、受付は、当日の午前8時30分から午前9時までとする。

(2) 実施場所

鳴門地域職業訓練センター（通称マイスターなると）

（鳴門市撫養町木津字西小沖635番地1 電話088-686-6222）

3 受検定員

30人

4 受検対象者

検定の対象者は、徳島県内に住所を有する者又は法第2条第4項に規定する警備員として徳島県内の営業所に属する者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項に規定する合格証明書（以下単に「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 徳島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者であって、当該公安委員会が交付する1級検定受検資格認定書（施設警備業務に係るものに限る。以下同じ。）を受けているもの。

5 受検の手続

(1) 受検の予約

ア 専用電話による予約

(ア) 検定を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課に設置した専用電話（090-9555-1123）に電話をし、検定の予約を行うこと。

(イ) 専用電話による予約（以下「電話予約」という。）は、平成21年10月26日（月）から同月30日（金）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に行うこと。

イ 留意事項

(ア) 専用電話以外による予約は受け付けない。

(イ) 電話 1 回につき、1 名の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(2) 検定申請書の提出

ア 検定の申請ができる者

検定の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「検定申請者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

(ア) 検定申請書（検定規則第 9 条第 1 項に規定する検定申請書をいう。以下同じ。）1 通に、次に掲げる書類を添付すること。

a 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3 . 0 センチメートル、横の長さ 2 . 4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2 葉

b 検定申請者の住所地が徳島県内にあることを疎明する書面（以下「住所地疎明書面」という。）又は自己の属する営業所が徳島県内にあることを疎明する警備業法施行細則（平成 1 8 年徳島県公安委員会規則第 1 5 号。以下「施行細則」という。）第 9 条第 1 項に規定する警備員所属証明書（以下単に「警備員所属証明書」という。）1 通

c 4 のアに該当する者は、2 級検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する施行細則第 9 条第 2 項に規定する警備業務従事証明書（以下単に「警備業務従事証明書」という。）各 1 通

d 4 のイに該当する者は、1 級検定受検資格認定書の写し 1 通

(イ) (ア)の c に掲げる書面のうち、警備業務従事証明書を添付するに当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

a 2 級検定に係る合格証明書の交付を受けた後、同一の業者の下で施設警備業務に従事した期間が 1 年に満たない場合は、当該業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明することができる複数の警備業者が疎明した警備業務従事証明書を添付すること。

b 警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を添付することができないことについてやむを得ない理由がある場合は、当該理由を疎明した上で、2 級検定に係る合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを誓約する施行細則第 9 条第 3 項に規定する誓約書及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて添付することができる。

ウ 提出先

検定申請書は、次に掲げる添付書類の区分に応じて、それぞれ定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

a 住所地疎明書面を添付する場合 検定申請者の住所地を管轄する警察署

b 警備員所属証明書を添付する場合 検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

エ 提出方法

検定申請書は、検定申請者本人が持参すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、検定申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申請は認めない。

オ 提出期間

提出書類の提出は、平成21年11月16日(月)から同月20日(金)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)の間に行うこと。

カ 検定手数料

検定申請書を提出する際に、検定手数料として、16,000円を徳島県収入証紙により納入すること。

なお、納入された検定手数料は、還付しない。

キ 受検票の交付

受検票(検定規則第10条に規定する受験票をいう。以下同じ。)は、検定申請書の提出を受けた警察署において、後日交付する。

6 検定

(1) 検定の実施概要

検定は、学科試験及び実技試験により行うが、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 持参するもの

受検に際しては、受検票、筆記用具、帯革(ベルト)、帽子(警備員の制服として使用している帽子、ヘルメット等)又は運動帽、室内用運動靴、雨衣及び印鑑を持参すること。

(3) 服装

警備員にあつては制服とし、警備員以外の者にあつては活動しやすい服装(ジャージやTシャツは不可)とする。

7 合格者発表等

(1) 合格者発表

合格者の発表は、検定の当日、検定の実施場所において行う。

(2) 成績証明書の交付

検定に合格した者に対しては、その当日に検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

なお、この成績証明書に記載する住所は、検定申請書に記載された住所に基づき記載することとなるため、同申請書に住所を記載するときは、これを略さずに、戸籍の記載に従い正確に記載(丁目、番地、番、大字等)すること。

8 問い合わせ先

この検定に関する問い合わせは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定の試験内容に関する問い合わせは、一切受け付けない。